

仕 様 書

件 名	各種燃料タンク及び埋設配管等点検	仕様書番号	
		作成年月日	令和3年11月5日
		所 属	宮古島駐屯地後支隊補給班
		階級・氏名	2曹 上原 幸治

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊宮古島駐屯地の各種燃料タンク及び埋設配管等点検について適用する。

(2) 場 所

陸上自衛隊 宮古島駐屯地（沖縄県宮古島市上野字野原83-5）

2 燃料タンク及び地下タンク・埋設管点検に関する数量等

	場 所	項 目	規 格	燃 種	数 量	備 考
埋 設 管 点 検	宮 古 島 駐 屯 地	地 下 式 燃 料 タ ン ク	40KL タンク	J E T A-1	4基	航空燃料地下タンク 貯蔵所
			40KL タンク	軽 油	3基	給油取扱所

3 図面

別紙参照

4 一般事項

- 本役務は、本仕様書・設計図に準拠し実施するものとする。また本仕様書・設計図に明記ない事項であっても、役務完了に当然実施すべき事項は、請者の負担において実施する。
- 作業写真は、作業前・各工程・完了後・使用部材及び監督官の指定する箇所をカラーで投影し、A4版工事アルバム等に整理後、ネガとともに監督官に提出する。
- 実施に際しては、託設建物等の保護には十分注意し、範囲外に損傷を与えた場合は請負者の責任において修復する。
- 請負業者等関係者の駐屯地の出入り及び行動範囲については監督官の指示に従い、それ以外の区域に立ち入ってはならない。
- 請負業者は現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び災害防止に十分な注意を払わせる。災害等については自らその責に任ず特に引火・爆発等の予防には万全な処置を講じ、事故防止に努めること。
- 本仕様書の寸法等は基準であり、事前に現地を確認し実施すること。なお寸法等の相違による請負金額の増減はしない。

5 地下タンク及び埋設管点検に関する事項

- 点検については、危政令第8条の5「定期点検の対象の施設」及び危規則第62条の5の2～第62条の5の4、第62条の8「漏れの点検」等に基づき実施するものとし、微加圧法を基準とする。
- 作業中に、不具合等が発見された場合には、監督官に報告し、監督官の承諾を得た後実施する。

6 その他

- 本役務終了後に、作業及び検査報告書・写真を提出する。
- 本役務を実施するには、各内容に関する知識及び技能を有する事業者であることとする。また、それらについての事業者認定書及び取扱者の免状等（複写可）を提出する。
- 本役務において消防法において必要とされる諸手続等は、請負者の負担において実施するものとする。